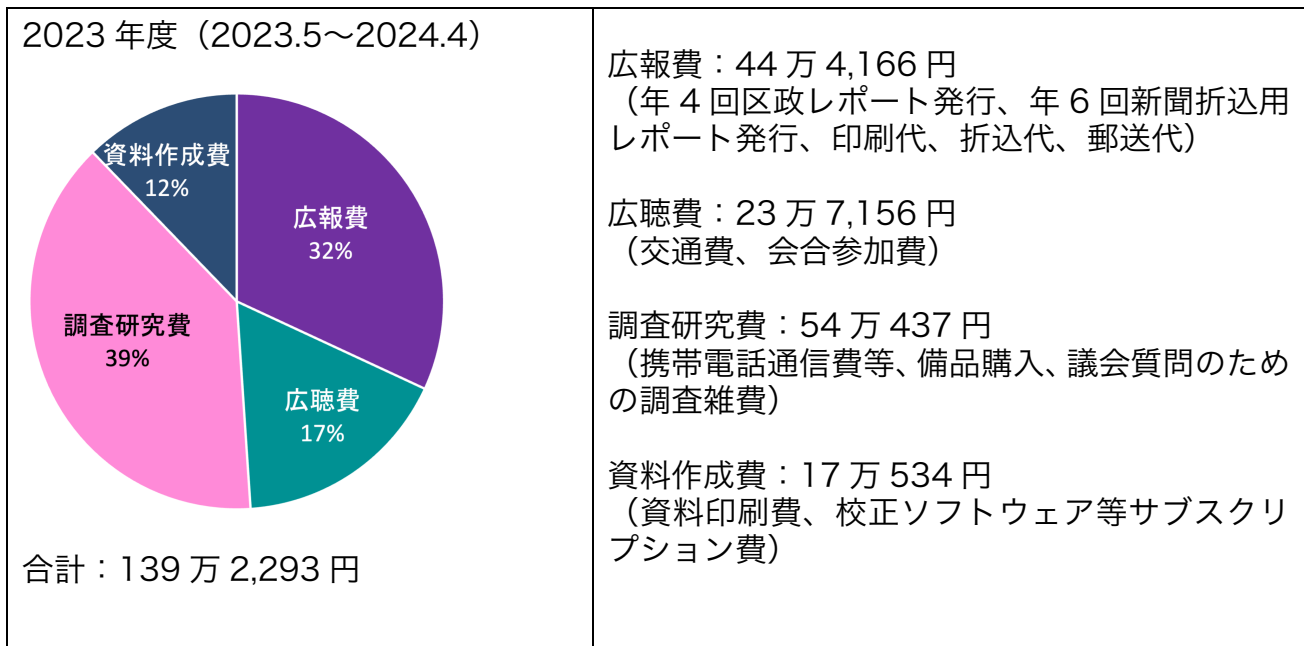


港区議会では、議員ひとりあたり月 15 万円の政務活動費が支給されます。使用の基準は定められており、港区議会 HP では会派ごとの収支報告を公開しています。自民党議員団では毎月ひとりあたり 5 万円を共用する事務機器や人件費、議員団広報費等に使うこととし、個人の政務活動費は毎月 10 万円（合計 120 万円/年）です。ここでは小倉りえこ個人の年間使途をご報告します。



* ここでは任期開始の5月から翌年4月までの12ヶ月を「年度」と表記しています。

港区議会における政務活動費の交付に関する条例

別表（第8条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う区の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費
会議費	会派が行う会議、団体等が開催する意見交換会等その他の各種会議への会派としての参加に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う区民からの区政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費